

広島県告示第六百三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和四年八月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

令和四年八月八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

中和建設工業株式会社

広島市安佐南区上安二丁目五二番二四―四号

代表取締役 植木 善治

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二）第一六四五八号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

令和四年八月二十二日から令和四年八月二十四日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者の役員は、令和二年十月十一日頃、山口県大島郡周防大島町所在の油田港油宇西A防波堤灯台から真方位二三二度約九二五メートル付近海域で廃棄物である廃スリーブ管等約六七・六七四キログラムを投棄し、もってみだりに廃棄物を捨てた。

このことにより、同役員は、広島簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、罰金三〇万円の略式命令を受け、令和三年六月二十一日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。